

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員に支給する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額90,000円を支給する。
- (2) 副会長については、報酬として月額15,000円を支給する。
- (3) 理事会に出席した役員（会長及び副会長を除く。）については、報酬として日額3,000円を支給する。
- (4) 監事監査に出席した監事については、報酬として日額6,000円を支給する。
- (5) 評議員会に出席した監事及び評議員については、報酬として日額3,000円を支給する。
- (6) 役員が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる区分に応じて定める時期とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる者への支給は、毎月月末とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日及び土曜日でない日とする。
 - (2) 前条第3号から第6号までに掲げる者への支給は、その都度とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の

基準として公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年3月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。